

議案第45号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年3月20日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目を加える。

改正後	改正前
第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 企画観光課 ア 略 イ <u>まち・ひと・しごと創生総合戦略に</u>	第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 企画観光課 ア 略

関すること。

ウ 略
エ 略
オ 略
カ 略
キ 略
ク 略
ケ 略
コ 略
サ 略
シ 略
(9) 略

イ 略
ウ 略
エ 略
オ 略
カ 略
キ 略
ク 略
ケ 略
コ 略
サ 略
(9) 略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。